

届出が必要な施設(特定施設・届出施設)の一覧表

施設名	騒音		振動		備考
	法	条例	法	条例	
金属加工機械					
圧延機械	* 22.5kM	* 22.5kW			*原動機の定格出力の合計
製管機械					
ベンディングマシン	* 3.75kW	*			*ロール式に限る
液圧プレス	*	*	*	*	*矯正プレスを除く
矯正プレス					
機械プレス	* 294kN				*呼び加圧能力
せん断機	3.75kW		1kW		
鍛造機					
ワイヤーフォーミングマシン			37.5kW	* 15kW	*原動機の定格出力の合計
ブラスト	*				*タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く
タンブラー					
自動旋盤		*			*棒材作業用のものに限る
数値制御フライス盤					
マシニングセンタ					
平削盤					
切断機 (といしを用いるものに限る。)					
グラインダー		*			*工具用及び精密加工用を除く *亜鉛版用以外は2台以上
自動やすり目立機		5kW			
圧縮機及び送風機					
空気圧縮機	7.5kW	3.7kW	7.5kW	7.5kW	
空気圧縮機以外の圧縮機		3.7kW	7.5kW	7.5kW	
送風機	7.5kW	3.7kW			
粉砕機					
土石用等の破碎機、 摩砕機、ふるい、 分級機	7.5kW		7.5kW	3.7kW	
穀物用製粉機	* 7.5kW			3.7kW	*ロール式に限る
穀物用製粉機を除く 食用加工用粉砕機				* 3.7kW	*破碎機、摩砕機を含む
その他の用に供する 粉砕機		*		* 3.7kW	*破碎機、摩砕機を含む
繊維機械					
織機	*	*	*	*	*原動機を用いるもの
紡績機械					
編組機		*			*2台以上
撚糸機					
建設用資材製造機械					
コンクリートプラント	* 0.45m ³	*			*混練容量、気ほうコンクリートプラントを除く
コンクリートブロックマシン			* 2.95kW	* 2.95kW	*原動機の定格出力の合計
コンクリート管・柱 製造機械			* 10kW	* 10kW	*原動機の定格出力の合計
アスファルトプラント	* 200kg				*混練重量

施設名	騒音		振動		備考
	法	条例	法	条例	
木材加工用機械					
ドラムバーカー					
チップー	2.25kW	2.25kW	2.2kW	2.2kW	
碎木機					
帯のこ盤	* 15kW ** 2.25kW				*製材用 **木工用
丸のこ盤	* 15kW ** 2.25kW				*製材用 **木工用
かんな盤	2.25kW				
抄紙機					
印刷機械	*	*	2.2kW	2.2kW	*原動機を用いるもの
ロール機					
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機			* 30kW	* 30kW	*カンダ-ロール機を除く
その他のロール機		*			*金属及び食品加工用を除く
合成樹脂成形加工機械					
合成樹脂用射出成形機					
その他の合成樹脂成形加工機械				* 15kW	*原動機の定格出力の合計
鋳造型機	*	*	*	*	*ジョイント式に限る
エヤーハンマ					
走行クレーン		* 5t		* 5t	*つり上げ能力
工業用動力マシン		*			*3台以上
紙工機械		* 3.7kW		* 15kW	*原動機の定格出力の合計
遠心分離機		* 1.2m		* 1.2m	*直径
集じん装置					
かくはん機		3.7kW			
電気炉		*			*鉄鋼及び非鉄金属製造用のものに限る
ロータリーキルン					
冷凍機及び空調機		* 7.5kW			*クーリングタワーを有せず室外機に圧縮機又は送風機を有するもの
クーリングタワー		2.2kW			
スチームクリーナー		* 7.5kW			*原動機の定格出力の合計
石材用の切断機及び切削機					
オイルバーナー		*			*ロータリー式、ガンタイプ式を除く

〔表の見方〕

・「法」の欄に または数値のあるものが特定施設で、「条例」の欄に または数値のあるものが届出施設です。

・表中の数値、例えば7.5kWは、原動機の定格出力が7.5kW以上のものが届出が必要であることを表します(kNは、キロニュートンを表します。)

・表中の*は、条件付きであることを表し、その条件は備考欄に示しています。